

「2026 但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり」業務委託仕様書

1 業務名

2026 但馬の歴史と物語を生かした新しいまちづくり業務

2 委託業務履行期限

契約日から令和9年3月31日まで。

ただし、イベント実施日については、事前に兵庫県（以下「県」という。）と協議の上決定する。

3 業務の目的

新温泉町は、県の景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区に湯・細田地区や浜坂味原川地区の2地区が指定され、また、令和7年度には諸寄地区の「中藤田家住宅」が景観形成重要建造物等に登録されるなど良好な景観を生かしたまちづくりが期待されているが、近年は少子高齢化、空き家・空き店舗の増加などにより地域活力の低下が懸念されている。

そこで、新温泉町のまち並み・歴史・文化が融合した効果的な「謎解きまち歩き」プログラムを開発することにより、地域活性化に繋げることを目的とする。

4 実施場所

新温泉町内にある次のいずれかの地区を含む地域で、県と協議の上決定する。（別紙1「実施場所」参照）

- (1) 湯・細田地区
- (2) 浜坂味原川地区
- (3) 諸寄地区

5 業務内容

(1) 「謎解きまち歩き」プログラム等の開発

ア 謎解きシナリオの作成

地域固有の歴史や物語を基に、楽しみながら湯・細田地区や浜坂地区を巡ることができる謎解きシナリオを作成する。シナリオ作成に当たっては、事実と異なる内容を織り込むことも可とするが、その場合、事実について誤解の生まれない措置を講じること。

イ 謎解きキットの企画設計

謎解きまち歩き参加者が利用し、謎解きシナリオを楽しむための情報等がまとめられた謎解きキットを企画設計する。謎解きキットの内容は提案によるが、謎解きシナリオ中の「謎」については、新温泉町のまちづくりに関するものを過半以上盛り込むこと。なお、委託期間終了後も県民局管内の事業者が発注して制作可能なものとする。

ウ 謎解きキットの制作

謎解きキットについては、(2)で提案する目標参加人数の確保のために必要な部数を用意し、謎解きイベントの実施に使用する。

エ マニュアル等の制作

次年度以降に、地元の地域団体等が本プログラムを円滑に運用するために、謎解きキットや(4)の既存システムなどの使用等にかかるマニュアルを作成すること。

(2) 謎解きまち歩きイベントの実施

ア (1)のプログラム等の開発による効果を図るため、イベントを実施する。イベントは謎解きキットを使用するものとするほか、イベントの内容は提案による。また、概ね同規模自治体で実施した実績などを基にイベントへの目標参加人数を提案すること。

イ アンケートの収集及びデータ集計・分析

イベント参加者へアンケートを実施し、参加者の集計・分析をすること。回答方法については、基本的にウェブサイト等を使用して簡潔に回答できるようにすること。

ウ 地域連携

イベントの企画及び実施に当たっては、新温泉町のほか、町内のまちづくり団体など各種団体等との緊密な連携及び調整を図ること。

(3) WEBサイト等による情報発信

謎解きまち歩きに関して情報発信するWEBサイト又はSNSアカウント等を作成する。これらは(2)の謎解きイベント実施の1月前までに公開し、令和8年度終了後は県民局の管理とする。ただし、受託者の既存WEBサイト又はSNSアカウント等を使用する場合は、その限りではない。

(4) 著作権等

委託業務により撮影した写真、新たに作成した文書、画像やデザイン等を含むすべての成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は委託者に属する。

なお、受託者が提供する既存システム（プログラム、ソフトウェア、サービス）に関する著作権は受託者に留保されるが、次年度以降に第三者が今年度と同様に円滑に運営できるプログラムとすること。また、受託者が提供する既存システム（プログラム、ソフトウェア、サービス）を使用する場合は、次年度以降に使用する際の使用料などについて示すこと。

(5) 保証等

ア 受託者は、前項の成果物等が第三者の著作権、肖像権その他一切の権利を侵害していないことを保証すること。

イ 成果物等について、第三者から権利の主張、損害賠償金等の請求がされた場合には、受託者の責任と費用において解決すること。

(6) その他

ア 本業務に係る事故が生じたときは、受託者は速やかにその状況を委託者に報告しなければならない。

イ 本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合、その都度委託者と受託者が協議をし、決定する。

6 実績報告

(1) 受託者は成果品を活用した広報の実施後、速やかに業務全体の実績報告書を委託者に提出すること。また、成果品はデータで、制作物は現物を納品すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、適用を受ける法令、規程等を遵守すること。
- (2) 受託者は本業務を推進し全体の責任を負う実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。
- (3) 実施責任者は、委託者と十分な意思疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、委託者と緊密な連携、調整を図ること。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議の上決定する。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部に係る再委託については、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性が分かる書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。
- (6) 受託者は、本業務に関する一切の秘密を保持するものとし、成果品は全て委託者に帰属するものとする。